

令和6年度 山形市森林整備推進協議会

日 時：令和6年7月16日（火）

午前10時00分～

場 所：山形市役所10階 委員会開催室

次 第

1 開 会

2 委員並びに職員紹介

3 会長あいさつ

4 協 議

(1) 令和6年度森林整備課の事業概要について

資料1

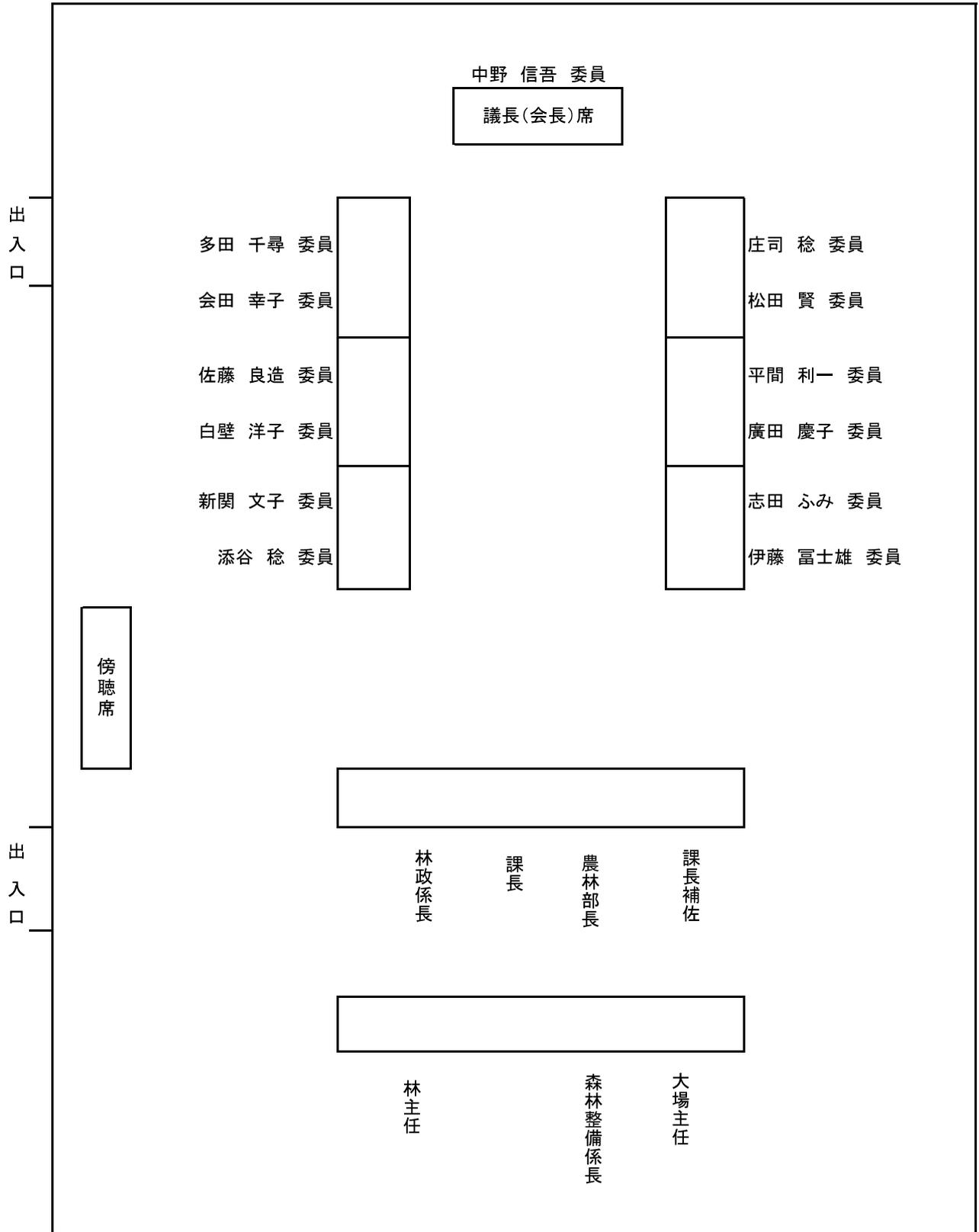
(2) 山形市森林整備計画の推進に向けた新たな取り組みについて

資料2

5 そ の 他

6 閉 会

令和6年度山形市森林整備推進協議会 席次表 (委員会開催室)



令和6年度山形市森林整備推進協議会委員名簿

No.	委嘱区分	団体等	役職	氏名	備考
1	1号	山形地方森林組合	代表理事組合長	庄司 稔	副会長
2	1号	山形県木材産業協同組合	理事長	松田 賢	
3	1号	山形木材業組合	組合長	平間 利一	
4	1号	一般社団法人 山形建築士会山形支部	幹事	廣田 慶子	
5	1号	山形グリーンライフ女性の会	会長	志田 ふみ	
6	2号	山形市生産森林組合連絡協議会	会長	伊藤 富士雄	新任
7	2号	林業従事者		多田 千尋	
8	2号	林業従事者		会田 幸子	
9	2号	山形県青年林業士会		佐藤 良造	
10	3号	山形市議会議員		中野 信吾	会長
11	3号	山形大学農学部	准教授	小川 三四郎	欠席
12	3号	森づくりアドバイザー		白壁 洋子	
13	3号	住まいづくりのアドバイザー	株式会社大永建設 常務	新関 文子	
14	4号	山形森林管理署	署長	添谷 稔	新任
15	4号	山形県村山総合支庁森林整備課	課長	小畑 義一	新任 欠席

委嘱区分

1号委員：林業及び木材産業関係団体の役職員 (5人)

2号委員：林業従事者の代表者 (4人)

3号委員：知識経験を有する者 (4人)

4号委員：林業関係行政機関の職員 (2人)

<事務局>

山形市農林部	部長	吉原 仁
山形市農林部森林整備課	森林整備課長	石岡 純一
山形市農林部森林整備課	課長補佐	伊藤 義文
山形市農林部森林整備課	課長補佐(兼)林道係長	松田 恭輔
山形市農林部森林整備課	課長補佐(兼)森林整備係長	田澤 英樹
山形市農林部森林整備課	課長補佐(兼)林政係長	三沢 洋介
山形市農林部森林整備課	主任	大場 健矢
山形市農林部森林整備課	主任	林 祐希

山形市の森林の現況

1 森林面積	21,219 ha (55.6%)	※市域における森林面積の割合
2 国有林	8,376 ha (39.5%)	※森林面積における割合
3 民有林	12,843 ha (60.5%)	※森林面積における割合
4 人工林面積	3,977 ha	
うち標準伐期齢以上	3,043 ha (76.5%)	
5 人工林材積	1,512,190 m ³	
うち標準伐期齢以上	1,289,418 m ³ (85.3%)	
6 天然林面積	8,866 ha (未立木地含む)	

山形市民有林齢級別集計表

人天別 齢級	人工林		天然林		面積 (ha) 材積 (m ³) 合計	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
1 齢級 (1～5)	3.59	-	-	-	3.59	-
2 齢級 (6～10)	0.46	-	1.21	4.00	1.67	4
3 齢級 (11～15)	-	-	13.41	225.00	13.41	225
4 齢級 (16～20)	6.31	403	58.29	1,996.00	64.60	2,399
5 齢級 (21～25)	3.55	403	31.66	1,437.00	35.21	1,840
6 齢級 (26～30)	15.91	2,344	5.75	355.00	21.66	2,699
7 齢級 (31～35)	72.10	12,663	10.07	692	82.17	13,355
8 齢級 (36～40)	350.50	80,128	46.87	3,736	397.38	83,864
9 齢級 (41～45)	235.63	57,120	37.99	3,120	273.62	60,240
10 齢級 (46～50)	246.36	69,711	42.13	3,853	288.49	73,564
11 齢級 (51～55)	320.97	99,468	108.99	11,498	429.96	110,966
12 齢級 (56～60)	342.60	122,859	259.62	28,021	602.22	150,880
13 齢級 (61～65)	580.71	229,119	803.99	85,264	1,384.70	314,383
14 齢級 (66～70)	567.39	241,940	1,201.24	127,943	1,768.63	369,883
15 齢級以上 (71～)	1,230.92	596,032	5,987.59	665,958	7,218.51	1,261,990
未立木地等	-	-	257.18	-	257.18	-
合計	3,977	1,512,190	8,866	934,102	12,843	2,446,292

令和6年4月1日現在の森林簿データを基に作成

令和6年度森林整備課事業の概要

【林 政 係】

1 山形市森林整備計画の策定

森林法第10条の5に基づき、市長が市内の民有林について5年ごとに10年を1期として山形市森林整備計画を策定することとなり、今年度が中間時期の見直し年度になっている。

県知事が策定する最上村山地域森林計画に即し、山形市森林整備計画を見直し、諮問機関である山形市森林整備推進協議会委員の皆様に意見聴取を行う。

2 山形市産材利用拡大促進事業

(1) 環境貢献市産材支援家づくり事業

山形市産材の利用拡大に向けた取り組みの強化を図るとともに、豊かな森林環境を守り育て、産業・経済の活力を生み出しながら循環型社会の形成を実現するため、市産材を8 m³以上使用した戸建て住宅を新築する建築主に対して1戸あたり50万円の補助を行う。

また、下記の通り世帯加算、環境貢献加算、薪ストーブ等設置加算の三つの加算項目を設けた。

補助基礎額	加算項目	加算要件	加算額
50万円	世帯加算	移住世帯、子育て世帯、三世帯世帯、近居世帯のいずれかに該当する場合	10万円
	環境貢献加算	市産材10 m ³ 以上12 m ³ 未満使用する場合	10万円
		市産材12 m ³ 以上使用する場合	20万円
	薪ストーブ等設置加算	薪ストーブ、ペレットストーブ、ボイラーを新築に合わせて設置する場合	10万円

令和6年度計画

- ・ 補助件数 20戸（先着順）
- ・ 募集期間 第1期 4月23日～ 20戸程度
- ・ 7/5 現在応募状況 16戸

(内訳)

- ・ 世帯加算 10戸（移住世帯 5、三世帯世帯 3、近居世帯 2）
- ・ 環境貢献加算 10戸（10 m³以上12 m³未満 4戸、12 m³以上 6戸）
- ・ 薪ストーブ加算 2戸

(参考)

令和5年度実績

・補助件数 29戸

(内訳)

一般枠 24戸(移住世帯枠3戸、子育て世帯枠1戸、近居世帯枠1戸)

ゼロカーボンシティ貢献枠 5戸

・募集期間 令和5年4月20日～令和5年12月4日

(2) 市産材利用民間建築物の木造化・木質化推進事業

令和5年7月に山形市産材利用拡大連携協定を締結し、これまで二回山形市産材利用拡大連携会議を開催している。

協定を結んだ17団体で、森林・木材の産業の活性化と持続可能な社会の実現や山形市ゼロカーボンシティの実現等に貢献することを目的に川上、川中、川下の連携強化について検討した。

(3) 幼児への積木贈呈事業

令和3年度から実施。

1歳6か月健診時において、幼児に市産材を使った積木を贈呈し、市産材の利用拡大を図る。(対象幼児1,572人)

幼少期から木に触れ、木の香りや温もりを感じてもらうことで、情操を養うことができ、市民の木材に対する親しみや木材利用の認識向上が期待できる。また子供たちの知育に役立てられるため、木育の推進ができる。

(4) 山形市産材集成材製作検討事業

市産材で集成材を製作することで、市内ハウスメーカーにも市産材を利用してもらい、市産材の利用拡大を図る。

・製作工程については、関係機関と協議済。

令和5年度に市有林の間伐で生産された素材丸太を、集成材工場に200^m³納材し、10.5cm×10.5cm×300cm 1,920本、約64^m³を製作した。令和6年度も実施予定である。

(5) 市産材による二酸化炭素固定量認証事業

市産材を利用した戸建住宅に対しCO₂固定量を市が認証し、認証書を交付。ゼロカーボンシティへの機運醸成を図る。

対象者：山形市産材利用拡大促進事業に申請した方(R5対象者：29名)

(6) 市産材利用店舗等内装木質化支援事業

山形市内の店舗等の新築、増築、改築又は修繕に伴う内装木質化に市産材を利用する場合に補助金を交付し、民間施設の市産材利用促進と市民への市産材のPRを行う。

《補助対象店舗等の主な要件》

- (1) 原則として店舗等の利用者が限定されていないこと。
- (2) 天井、床、壁、窓枠等、店舗等の室内の目立つ部分に市産材が使用されていること。
- (3) 市産材PRのため、市が提供する市産材プレートが利用者から見える部分に設置されていること。
- (4) 景観重点地区として指定されている「山寺地区」、「蔵王温泉地区」及び「七日町御殿堰周辺」又は「中心市街地」に所在するものであること。
- (5) 補助対象事業に係る施工業者が市内に事業所又は営業所を有する工務店等であること。

《補助金額》

使用する市産材の材料費に3分の2乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を除く。上限額は30万円。）

(参考)

令和5年度実績

- ・補助件数 1件（株式会社大平ホテル【善七乃湯】）

(7) 小・中学校への木材提供

小学校の木工教室の材料、中学校技術家庭教材として市産材を提供する。木との触れ合いを通して木材に対する親しみや木の文化への理解促進、森林整備への関心の向上を図る。

(8) 山形市産材の愛称の募集「べにうっど」

山形市産材の認知度向上、森林や木材利用の意識向上及び多くの市民の方々に親しみや興味をもってもらえることを目的に愛称を公募した。

全国から1,058件の応募があり、選定委員会を開催し、「親しみやすさ」「呼びやすさ」「山形らしさ」などをコンセプトに審査し、「べにうっど」に決定した。

今後、12月までに愛称（よび方）に合ったロゴデザインを製作し、ロゴのシールやスタンプの作製、木材や市産材を利用した製品への刻印、イベントでの啓もう活動など、市産材の普及啓発に活用していく。（【例】ベニうっど、ベニWOOD）

そのほか、市ホームページ、広報やまがた、市公式SNSのほか、山形駅東西自由通路、コミセンなどへの掲示を予定。

【林 道 係】

1 民有林林道整備事業

森林の適正な整備と、森林資源の有効活用を図るため、林業専用道の開設を行う。

(1) 田代二号線 (国：50% (山村振興地域) 県：15% 市：35%)

○開設場所 大字山寺地内

○開設延長 1,160m 幅員 3.6m (車道3.0m)

○国庫補助事業期間 令和5年度～令和9年度 (5年間)

○総事業費 104,306千円

○経過とスケジュール

令和4年度 利用区域内の森林整備計画及び林道線形図を作成し、費用対効果を算出

令和5年度 自然環境に与える影響等を調査し、路線全体整備計画の策定と路線測量を行い、工事の発注に必要とする設計図面を作成

令和6年度 工事 (L=130m)

令和7年度 工事 (L=350m) 予定

令和8年度 工事 (L=350m) 予定

令和9年度 工事 (L=330m) 予定

(2) 桧木沢線 (国：45% 県：15% 市：40%)

○開設場所 大字柏倉地内

○開設予定延長 2,200m 幅員 3.6m (車道3.0m)

○国庫補助事業期間 令和6年度～令和15年度 (10年間)

○総事業費 172,996千円

○経過とスケジュール

令和5年度 利用区域内の森林整備計画及び林道線形図を作成し、費用対効果を算出

令和6年度 自然環境に与える影響等を調査し、路線全体整備計画の策定と路線測量を行い、工事の発注に必要とする設計図面を作成

令和7年度～令和15年度 工事

○民国連携事業

令和2年6月1日に山形森林管理署、山形地方森林組合及び山形市の三者で「西山形地域森林整備推進協定」を締結し、西山形地域の森林施業の推進を図っていく。

(参考)

○林内の路網密度

路網は、間伐や皆伐・再造林等の施業を効率的に行うとともに、木材を安定的に供給するために必要な生産基盤です。

林内路網密度（森林面積あたりの林内路網延長）の値が大きいと林業用の作業機械が現場までアクセスしやすいことから、路網密度は作業効率に関わってきます。

山形市における私有林内の路網の開設延長は、令和6年3月末時点で125路線195,925m（併用林道及び県管理林道含む）であり、林内路網密度は、15.3m/haとなりますが、令和3年度末の全国平均値である24.1m/ha（令和5年版 森林・林業白書）を下回っている状況から、今後も路網整備を進める必要があります。

2 民有林林道管理補修事業

山形市が管理している林道及び林業専用道等の通行の安全確保や災害の未然防止を図るため、路面整備や支障木の撤去及び側溝の通水確保等の維持管理を行う。

(1) 里山さわやかロード事業

林道の維持管理を町内会や生産森林組合など市民が組織する団体と協働で行い、林道被災の早期発見や林道沿線の環境美化及び森林に対する意識向上に努める。(謝礼金を支出)

○参加団体：30団体

○対象路線：52路線

○事業費：1,697千円(謝礼金)

○住民の役割：林道の見回り、ゴミ拾い、路肩の刈払い及び軽微な側溝土砂上げ等の作業

○市の役割：倒木・落石処理、路面整備及び崩落土撤去等、重機や材料が必要となる作業

(2) 山形市林道等維持管理業務委託

林道等の維持管理体制や災害対応の強化及び通行の安全性向上を図るため、山形市が管理している林道等のパトロール業務、路面整正、倒木・落石処理及び側溝土砂上げ等の林道維持管理を令和4年度より一括して山形地方森林組合に委託して行っている。

○委託名：山形市林道等維持管理業務委託(R8.3.31まで長期継続契約)

○事業費：16,263千円(年間委託費)

○山形市が管理する林道等 (令和6年3月31日現在)

種類	路線数	延長(m)	備考
林道	69	134,432	
併用林道	4	3,945	全延長13,325m
林業専用道	48	39,698	
高速道路側道	30	6,464	
計	151	184,539	併用林道含む193,919m

(3) 林道維持補修工事

林道パトロール等で発見した側溝破損箇所やアスファルト舗装の破損箇所等の補修工事を行う。

○林道青野線ほか10路線(山形市青野地内ほか)

○事業費：7,500千円(工事費)

【森林整備係】

1 市産材安定供給に向けた森林整備促進事業

木材の利用促進、森林の持つ公益的機能の発揮及び森林の健全化を図るため、市有林の適正な管理を行うとともに、民有林において施業の集約化を行い、計画的に森林施業を行う林業事業体に対し支援を行います。

なお、令和6年度より、生育に必要となる1齢級までの下刈りについては、100%支援するとともに、「美しい森林づくり整備事業費補助金」と「民有林間伐等促進事業費補助金」の施業に要する森林所有者の負担率が異なっていたことから、市の嵩上げにより、23.5%に統一するよう補助率を見直すとともに「民有林間伐等促進事業費補助金」から「森林整備促進事業費補助金」へ名称を改めました。

(1) 美しい森林づくり整備事業

美しい森林づくり整備事業費補助金（国：50% 市嵩上げ：26.5%）

森林組合が特定間伐等促進計画を作成した上で実施する造林及び間伐等の森林施業や路網の開設・改良に対し国庫補助金と市の嵩上げ補助により支援を行い、民有林における森林施業の促進を図る。

実施箇所	作業の種類	数量	補助金
上宝沢	間伐	5.60ha	3,162千円
	作業道	800m	1,628千円
中桜田	間伐	3.64ha	2,055千円
	作業道	600m	1,221千円
計	間伐	9.24ha	8,066千円
	作業道	1,400m	

(2) 森林整備促進事業（旧：民有林間伐等促進事業）

森林整備促進事業費補助金

（国：51% 県：17% 市：8.5%、ただし1齢級までの下刈りは32%）

森林組合が森林経営計画を作成した上で実施する下刈り、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設事業等に対し、国庫補助金に独自の嵩上げを行い支援し、民有林における森林施業の促進を図る。

実施箇所	作業の種類	数量	補助金
大字上東山	間伐	3.60ha	173千円
	下刈り	3.36ha	267千円
大字妙見寺	下刈り	5.64ha	447千円
大字蔵王成沢	下刈り	4.90ha	389千円
計	間伐	3.60ha	1,276千円
	下刈り	13.90ha	

(3) 市有林造成管理事業

森林資源の造成と自然環境の保全とともに、山形市の基本財産造成を図るため、市有林の下刈り、間伐等の森林施業を行う。

市有林名	施業箇所 (大字)	作業の種類	事業量	事業費	素材収入
長峯 233 ホ	神 尾	下刈り ①	0.80ha	249 千円	—
板橋山	門 伝	下刈り ②	1.10ha	342 千円	—
板 橋 1933-14	山辺町 畑 谷	下刈り ③	0.40ha	125 千円	—
一本杉	新山	間 伐 ④	2.00ha	1,399 千円	—
		施業地調査	2.00ha	104 千円	—
		集 運 材	80 m ³	300 千円	—
		間伐材売払	2.00ha	—	700 千円
		集運材売払	2.00ha	—	320 千円
キワダ山	村木沢	境界刈り	0.89ha	517 千円	—
戸沢山	上東山	材積調査	52.00ha	814 千円	—
戸沢第二					
戸沢山 1608-85					
戸沢山 1940-1					
戸沢山 1939-104					
瀬ノ原山	大 森	資源量調査	2.00ha	495 千円	
二ノ沢	山 寺				
計				4,345 千円	1,020 千円

①～③：森林環境保全直接支援事業 国：51% 県：17%

④：美しい森林づくり整備事業費補助金 国：50%

2 森林経営管理推進事業

平成31年度より、森林環境税、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、森林所有者の経営管理の責務を明確にした上で、所有者が経営管理できない場合は、市町村に委託することができる新たな森林経営管理制度への取組みに併せ、人材育成、木材利用促進を図る。

令和6年度は、東沢（上宝沢）地区において、市が経営管理権を取得した森林の森林整備を実施する。また、東沢（妙見寺）地区・山寺（千手院）地区において隣接地との合意形成を図るため、ドローンによる森林境界確認と森林資源量の調査を実施し、調査の結果得られた森林情報を基に、経営管理権集積計画案を作成、所有者の同意を取得する。

なお、山形市、上山市、山辺町、中山町及び山形地方森林組合で組織する山形地方森林林業活性化協議会の事業として、蔵王（蔵王温泉）地区、東沢（関沢・下宝沢）地区の意向調査を実施する。

また、当該事業の進展に伴い、木材搬出に必要な作業道開設オペレーターの育成を図る。

実施箇所	事業内容	事業量	事業費
蔵王(蔵王温泉)地区 東沢(関沢・下宝沢)地区	意向調査 ※山形地方森林林業活性化協議会による	153.00ha	
東沢(妙見寺)地区 山寺(千手院)地区	森林境界確認・森林資源量調査 及び経営管理権集積計画作成	100.00ha	23,100千円
東沢(上宝沢)地区	間伐作業(受光伐)	8.00ha	2,797千円
計			25,897千円

森林作業道開設技術講習会【R6新規】

対象	日程	内容	事業費
建設業に携わるオペレーター	3日間	講義・現地踏査・作設実習・意見交換等	480千円

※山形地方森林林業活性化協議会への山形市負担金：3,579千円

森林環境譲与税 令和6年度譲与額（見込み）：50,000千円

3 山形市有林におけるJ-クレジット認証・販売検討事業

国が「2050年カーボンニュートラル」を目指す中、脱炭素社会実現に向け企業や自治体からのカーボン・オフセットへの関心が高まっている。

J-クレジット制度は、省エネルギー機器や再生可能エネルギー、森林経営などの取組みによる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「カーボン・クレジット」として国が認証する制度であり、創出されたクレジットはカーボン・オフセットなどに活用することができる。

市有林の森林経営活動をJ-クレジットの対象とし、ゼロカーボンシティの実現に向け取組むとともに、クレジット販売で得られる資金を森林整備に充てることで、市有林の健全育成を図る。

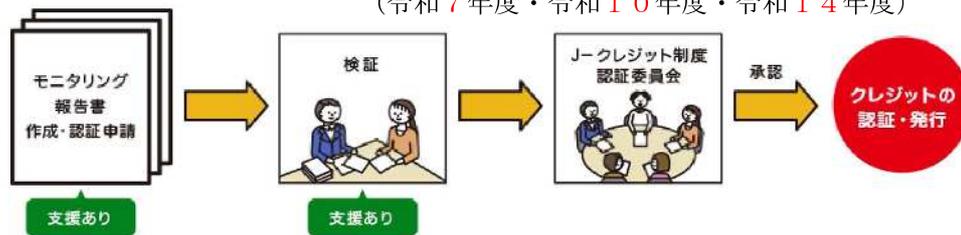
(1) J-クレジット制度登録・認証の流れ

STEP1: プロジェクトの登録 (令和6年度)



STEP2: モニタリングの実施

(令和7年度・令和10年度・令和14年度)



(2) 登録検討市有林

市有林名	瀬ノ原山	追立
森林経営計画面積	42.67ha	58.28ha

(3) J-クレジット認証・販売年次計画

林班番号	市有林名	林齢	内容	施業履歴														計		
				H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		R12	R13
56	瀬ノ原山	37	間伐面積(ha)			5.31								4.16						9.47
			二酸化炭素吸収量(t-co2)									38	66	65	58	61	61	59	58	
145	追立	39	間伐面積(ha)	5.29					6.87					8.71						20.87
			二酸化炭素吸収量(t-co2)									83.3	83.4	152.0	127.5	127.5	135.7	130.2	127.5	
計	面積(ha)			5.29		5.31			6.87				4.16	8.71						30.34
	二酸化炭素吸収量(t-co2)										121.3	149.4	217.0	185.5	188.5	196.7	189.2	185.5		1,433.1
	モニタリング実施												0			0			0	
	クレジット発行量(t-co2)														121.3			551.9		759.9
														※1			※2		※3	

※1 令和6年度までの森林管理による温室効果ガスの吸収量を令和7年度にモニタリング報告後、令和8年度に認証委員会でクレジット 121.3t-co2 を発行。

※2 令和7年度～令和9年度までの森林管理による温室効果ガスの吸収量を令和10年度にモニタリング報告後、令和11年度に認証委員会でクレジット 551.9t-co2 を発行。

※3 令和10年度～令和13年度までの森林管理による温室効果ガスの吸収量を令和14年度にモニタリング報告後、認証委員会でクレジット 759.9 t-co2 を発行。

山形市森林整備計画の推進に向けた新たな取り組みについて

【林政係】

林業担い手確保・育成事業

(目的)

地球温暖化防止対策や土砂災害の防止につながる森林の公益的な機能を維持、発揮するためには、今後、さらに皆伐再造林などの森林整備を推進する必要があるが、林業事業者である森林組合等においては、高齢化や新規就業者の減少など、担い手不足が深刻な状況になっている。

そのため、森林の保全を担う林業事業者の持続的な経営を支援することで、人材の確保及び人材育成の取り組みを行う。

(事業内容)

・産官学連携による人材確保などの体制づくり

山形市産材利用拡大連携協定を締結している各団体の連携を強化するため、チャットツール等を積極的に活用し、常に情報を共有することで、教育機関等における人材育成につなげる。

また、親子林業体験の開催等、木材の川上から川下までの一連の流れを体験・見学する機会を創出し、林業への理解を深める。

・林業従事者のキャリア形成に対する支援の検討

山形地方森林林業活性化協議会において、林業従事者のスキルアップや自己啓発に係る研修等の負担を軽減し、林業就業者のキャリア形成支援を検討。

・地域おこし協力隊の活用

地域おこし協力隊制度を活用し、林業に興味のある人材を応募する。年間を通して林業事業体で研修し、必要な知識・技術の習得や資格取得を学ぶとともに、SNS 等を利用した山形市林業の情報発信を行う。

(事業の効果)

林業従事者の処遇改善及び新規就労者に対する支援等を行い、林業従事者の定着を図るとともに、新規就労者の確保につなげることで、今後、さらなる森林整備の推進と木材供給の拡大が可能な体制を整備する。

・新規林業就労者の確保

・林業従事者に対する処遇の改善

・林業従事者の労働環境の改善

・若手従事者の育成による林業への定着

市産材利用拡大推進事業(拡充)

(目的)

山形市産材の認知度向上、森林や木材利用の意識向上及び多くの市民の方々に親しみや興味をもってもらうため、木材利用促進、普及啓発などの取組みを進め市産材の利用促進を図る。

(事業内容)

○市産材普及事業

・山形市産材の愛称が「べにうっど」に決定したことを受け、ロゴのシールやスタンプの作製、木材や市産材を利用した製品への刻印、イベントでの啓もう活動など、市産材の普及啓発に活用していく。

○山形市産材利用表彰制度

事業者等が、市内の店舗等の新築、増築、改築又は修繕において山形市産材を積極的に利用し、市産材利用の模範となり、市産材のPRや普及等に寄与した物件に対して表彰を行う。

○市産材利用店舗等内装木質化支援事業における加算制度の新設

・やまがた木造設計マイスター加算

市産材利用店舗等内装木質化支援事業において、木造建築物に設計等に精通した技術者の定着及び市産材の木材利用を推進するため、木造化・木質化に対してアドバイスや提案・相談ができる「やまがた木材設計マイスター」により設計されたものに加算する。

※ 「やまがた木造設計マイスター」とは

県が実施する山形県中大規模木造建築物設計者養成セミナーを受講し、県産木材を活用し、建築物の木造化及び木質化に対し設計能力を有する建築士を、県がやまがた木造設計マイスターとして登録を行った者をいう。

※ やまがた木造設計マイスターの役割

民間施設等の木造化・木質化に対しアドバイスができる者で以下の活動を行う。

- (1) 県産木材を活用した民間施設等の木造化や木質化の提案・相談
- (2) 県民への県産木材利用の普及・啓発

※ 令和5年度は、県内で24名の一級建築士を認定している。

うち、12名が山形市内の建築事務所等に勤務

○木育推進事業

・1歳6か月健診時の新たな贈呈品の検討

木育推進事業として、1歳6か月健診の際に市産材を利用した積木を贈呈しているが、第2子以降には、同じものが複数贈呈されることから、積木以外のアイテムについて検討していく。

なお、新たな木製品の検討の手法については、公募によるアイデアの募集も併せて検討していく。

【贈呈品案】

- ・手形(足形)パネル
- ・フォトフレーム
- ・木製プレート
- ・カレンダー ほか

(事業の効果)

山形市産材の普及啓発を図ることで、市産材の利用拡大と森林の適正な維持管理に繋がるとともに、木材関連産業と地域経済の活性化に寄与する。

【森林整備係・林道係】

林業イノベーション推進事業

(目的)

山形県から提供されるレーザ計測成果(無償提供)を活用し、高精度な森林資源情報の把握(地形情報、林相及び材積の推定等)を目的とした森林情報の解析を実施する。解析結果を基に、森林組合等の林業事業者と連携し、花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を行う皆伐計画を策定するとともに、計画の実施に向けた林道・林業専用道及び森林作業道の路網の全体計画を策定する。

(事業の内容)

○ 森林資源情報の解析(R7～)

森林資源情報の解析業務を委託

・解析面積: 民有林 12,843ha

・委託業務内容:

地形解析(立体地形図、傾斜区分図及び災害危険箇所図等の作成)

森林資源解析(樹種区分図、立木密度区分図及び材積分布図等の作成)

○ 花粉症対策に向けた皆伐・再造林計画の策定(R8～)

・実施箇所及び実施面積の設定、スケジュールの設定及び事業費の算出等

・森林所有者説明会の開催

○ 路網全体整備計画の策定(R9～)

路網の全体整備計画業務を委託

・委託業務内容:

航空レーザ計測で得られた地形データと皆伐・再造林計画を基に市内全域の路網計画を行う。



(事業の効果)

ICTを活用した森林資源量を把握することで、皆伐計画や林道等の路網計画を策定することが可能となる。解析データを森林クラウドに搭載することで、山形市と林業事業者がデータを共有でき、森林施業や事務の効率化が図られる。

山形市森林整備推進協議会について

山形市森林整備推進協議会条例に基づき、山形市森林整備計画の策定など、山形市の森林整備の推進に向けて、林業関係者や知識を有する方から意見を聴取し、調査や審議を行います。

○委員数 15名

(内訳)

第1号委員 (林業及び木材産業関係団体の役職員)	…	5名
第2号委員 (林業従事者の代表)	…	4名
第3号委員 (知識経験を有する方)	…	4名
第4号委員 (林業関係行政機関職員)	…	2名

○任期 2年 (次期任期：令和5年7月から2年間)

○開催回数 年1回 ※森林整備計画の変更がある年は、2回の開催です。

※「山形市森林整備計画」は、森林法第10条の5に基づき、10年を一計画期間とし、5年ごとに見直して整備計画を策定します。

現在の計画は、令和元年度に策定されたもので、令和6年度が見直しの時期となっております。

ただし、今年度は上位計画である「最上村山地域森林整備計画」の変更に伴う義務的変更が予定されているため、年度末までに山形市森林整備計画を見直します。

○委員報酬 協議会1回の参加あたり 10,400円 (協議会後に支給)

○山形市森林整備推進協議会条例

昭和55年12月23日条例第39号

山形市森林整備推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、この市の森林整備計画の策定等に関し、市長の諮問に応じて調査審議を行うため、山形市森林整備推進協議会の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成6年条例35号〕

(設置)

第2条 この市に山形市森林整備推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成6年条例35号〕

(審議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 森林整備推進計画の策定に関する事項
- (2) 前号の計画に基づく事業の重要な実施計画等に関する事項
- (3) その他市長が森林の整備を推進するために必要と認める事項

一部改正〔平成6年条例35号〕

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 林業及び木材産業関係団体の役職員
- (2) 林業従事者の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 林業関係行政機関の職員

一部改正〔平成6年条例35号〕

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者から意見を聴くことができる。

一部改正〔平成12年条例59号〕

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、農林部において処理する。

一部改正〔昭和58年条例5号・平成12年59号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月22日条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日条例第35号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第59号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。